

令和6年度 短期入所事業計画

社会福祉法人 清和会
つくしの里
短期入所事業

【具体的な事業への取り組み】

1. 利用者受け入れについての取り組み

- ①既存の契約者への支援の質を高め、リピーターを増やす。
- ②生活介護利用者のショートステイニーズを見直す。
- ③御家族、各市町村福祉課、相談支援事業所からの依頼に応じ、見学や体験利用を受け入れ、十分な支援を行う為の調整を行う。
- ④各市町村の日中一時支援の登録・委託を継続する。

2. ショートステイ利用者への個別支援の充実

- ①利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行う。
他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めると共に、指定居宅支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携及び継続的な援助を行う。
- ②実態調査票の周知により、統一したサービスが受けられるようにする。
- ③ショートステイ利用者の状態について家族と連絡を取り合うことで、支援方法の確立などの療育的役割を果たす。
- ④栄養アセスメントによる栄養管理を行う。
- ⑤大津町の地域生活支援拠点の整備に伴い、短期入所事業所としてできる範囲での協力（体験利用・緊急受け入れなど）を行っていく。

3. 利用者・家族との信頼関係・顧客満足度の促進

- ①家族への相談援助については、分かり易い説明・懇切丁寧を旨として対応する。苦情及び問題点は上司へ報告する。
- ②相談支援事業と連携し、サービスニーズの検証をする。
- ③利用者・見学者等の要望などについて適宜協議していく。

- ④所持品の写真撮影や洗濯ネットの使用などにより、荷物の管理、洗濯の対応を適切に行う。
- ⑤定期的な居室清掃・寝具交換を行う。また、できる限り、利用者本人に合った環境を整え、快適に利用して頂けるようにする。

4. 情報開示・苦情解決・サービス評価事業への対応

- ①情報開示：施設ホームページ・施設広報誌「里だより」を利用し実施する。
- ②苦情解決委員会：契約時の説明ならびに施設内に明示し、後見人・家族・利用者への周知を行う。

5. 職員の資質の向上を図る

- ①各職員にショートステイ利用者支援及び対応への指導を行う。
- ②ショートステイ・日中一時契約者の定期的な利用を促進し、支援技術の向上を図る。
- ③サービス業としての職員の意識向上を図る。

6. 障害者総合支援法への対応

- ①報酬単価や施策の変更に関しては、随時対応し、適正な請求を行う。
- ②併給関係を適正に把握する。
- ③空き定員利用（入院・外泊時）時の適正な請求を行う。
- ④ショートステイ、日中一時支援、生活介護における利用の調整を行う。
- ⑤各個人の年間利用日数（180日）、連続利用日数（30日）の管理を行う。
- ⑥短期利用加算については、個人により起算日が異なる為、それぞれで合計日数の管理を行う（年間30日）。

令和6年度 共同生活援助 事業計画

社会福祉法人 清和会
つくしの里
グループホーム事業所

1.【法人理念】

「自律と自由」；それぞれの自律にのっとった自由。

「畏敬と信頼」；お互いの信頼関係に基づく畏敬の念。

2.【経営理念】

「私達は地域社会に開かれた、地域社会に愛される、地域社会に信頼される施設であることを目指します。」

3.【サービス方針】

「私たちは、誰からも満足いただける福祉サービスの提供・改善、情報の伝達に努めます。」

4.【スローガン】

「めくばり、きくばり、おもいやり、ありがとう」

5.【運営の基本方針】

運営にあたっては、入居者の特性を理解し、個別支援計画書に沿って、適切な支援を行うよう配慮する。生活の場の1つとして、生活介護・就労・高齢者サービス等と連携を図り、入居者一人一人が希望する生活が送れるようにする。基本理念を遵守し、活力ある生活の場の確保と自己研鑽に努める。

6.【具体的な事業への取り組み】

I. ホームの運営

各日中活動事業所との連絡を密にし、健康で意欲的に仕事や活動に通えるよう調整する。また、生活支援や余暇支援を充実させていく。引き続き、介護度や疾病の状況に応じたグループホームでの生活がどうあるべきか等について段階的に検討を行う。

①支援体制

- 世話人業務：支援員と協力して入居者支援を行う。
- 支援員業務：支援計画や本人の状況に合わせ、入居者の生活支援や介助、相談支援を行う。
- 夜間体制：夜間における生活支援や介助、相談支援を行い、防災や防犯、緊急時の対応を行う。

②法令遵守

- 請求の適正：法令に則った請求。
- 新年度の届け出：変更届等。(障害者総合支援法報酬改定後の対応)
- 支援員・世話人の配置基準の遵守：前年度実利用人数に応じて調整する。
- 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の運用。
- 地域連携推進会議の設置。(R6年度：努力義務、R7年度：義務化)

II. 設備整備

すぎな屋根補修	109千円	
居室エアコン	200千円	
第三者評価	273千円	合計 582千円

III. サービス管理による入居者支援体系の充実

①サービス等利用計画に基づく個別支援計画の作成

サービス等利用計画書及び入居者の状態を把握し、個別支援計画を作成する。

支援員、世話人へ周知し、日常の生活支援等を充実させる。世話人会議や本人との面談を行い、モニタリングを行う。

②入居者の心身の変化に対応できるように、支援員・世話人との情報共有を図る。

③介護保険への移行者の確認

移行された方の状況を確認しながら、本人の希望や状態にあった日中活動の場を確保できるように調整する。

④第三者評価を受審し、サービス状況の確認及び、今後のサービス向上につなげる。

Ⅳ. 入居者のQOLの促進

- ① 本人の出来ることを生かした自立支援を行う。
- ② 余暇充実：休日に職員を配置し外出など活動の充実を図る（グループ外出の継続）。
- ③ 月1回以上利用者自治会（なかま会）を開催し、主体的な生活のサポートやホームでの生活に関する要望などを取り入れていく。

Ⅴ. 事故防止に向けた取り組み

- ① 服薬事故・加齢による事故防止
- ② 事故報告書や防犯カメラの活用等により、事故原因の分析を行い、再発防止に努める。

Ⅵ. 入居者へのバックアップ体制の確立

- ① 緊急体制のサポート
- ② 世話人との世話人会議の実施（月1回）

Ⅶ. 地域との交流促進

地域で生活をしていくためには、近隣住民の方の協力が不可欠である。近隣住民の方との日頃からの交流を通して、入居者の生活が豊かになり、緊急時の手助けをお互いに行えるような関係を築いていく為、世話人と協力しながら実施する。

- ① 区への対応 開催される地区行事参加
- ② 地域行事への参加 開催される地域行事（花种植え、花火他）
- ③ 地域交流会 グループホーム主催で近隣住民との交流

Ⅷ. 各行政機関との連携

日常の問題点への対応や緊急時の対応についてその都度相談する。

IX. 苦情解決及び、入居者の後見人・家族とのコミュニケーションと信頼関係の強化

- ① 入居者や家族からの意見を真摯に受け止め、改善に努める。
- ② 年3回の面談をはじめ、家族との連絡を密にして、信頼関係を強化する。

X. 職員の専門性の強化推進

- ① 研修
世話人会議その他議題に基づく研修の実施。
- ② 資料提供
入居者やグループホームに関係のある書類を回覧することで、情報の収集・共有をする。
- ③ 居宅支援、ケアマネジメント等についての専門知識の習得
バックアップ施設の職員が相談援助や地域生活をする上で必要な援助ができるよう、知識・技術を習得し、支援に努める。

7. 世話人会議

この会議は、入居者の支援向上の為、支援方針の達成を目指すことが基本である。世話人と入居者支援のあり方と問題点・ホーム運営のあり方について協議する。又、会議の内容は必ず会議録を作成・保存し、その経緯を明確にしていく。世話人との連携をとり、より良い支援に努める。会議に於いては、主に以下の事を行う。

- ① ホーム入居者の状況について（個別支援計画に基づいた支援状況の確認と見直し）
- ② ホーム運営上の問題点の洗い出し及び、協議事項
- ③ ひやり・ハット、事故事例とリスクマネジメント対応（事故・苦情対応）

その他会議議題

4月	個別支援計画の周知。障がいについて研修。	10月	中間モニタリング
5月	虐待防止研修。マニュアルの見直し（健康管理・緊急通院）	11月	感染症研修。
6月	虐待防止研修。 マニュアルの見直し（利用者意見聴取／権利擁護）	12月	マニュアルの見直し（小遣い／苦情解決）
7月	マニュアルの見直し（外出・外泊／小遣い）	1月	マニュアルの見直し（感染症・衛生管理）
8月	救急法研修。	2月	個別支援計画原案の検討
9月	マニュアルの見直し（入浴／プライバシー）・防犯	3月	令和7年度事業計画について

令和6年度 相談支援事業 事業計画

社会福祉法人 清和会
つくしの里
相談支援事業

1.【法人理念】

「自律と自由」；それぞれの自律にのっとった自由。

「畏敬と信頼」；お互いの信頼関係に基づく畏敬の念。

2.【経営理念】

「私達は地域社会に開かれた、地域社会に愛される、地域社会に信頼される施設であることを目指します。」

3.【サービス方針】

「私たちは、誰からも満足いただける福祉サービスの提供・改善、情報の伝達に努めます。」

4.【令和6年度スローガン】

「めくばり、きくばり、おもいやり、ありがとう」

5.【運営の基本方針】

相談支援事業は、介護給付費等の支給決定を受けた障がい者又は障がい児が障害福祉サービスを適切に利用する事が出来るよう、当該利用者の依頼を受けて、利用する障がい福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者などを定めたサービス等利用計画を作成するとともに、当該サービス等利用計画に基づく障がい福祉サービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整を行うものである。

そのため、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自律した日常生活又は社会生活を営む事が出来るように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って利用者に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行う。

運営に当たっては、市町村・障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。

利用者の意向を踏まえ、自律した日常生活・社会生活を実現するように相談支援を行い、自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

6.【具体的な事業への取り組み】

I. 利用者獲得の促進

- ① 各市町村・事業所・利用者・ご家族からのサービス等利用計画作成依頼への対応を行う。
- ② 各市町村福祉課、基幹相談支援センターとの連携や大津町相談支援部会を活用して、利用計画対象者等のニーズの確認を行う。
- ③ 当生活介護事業所利用者のニーズの把握を行う。
- ④ 一人一人にきめ細かな支援を行えるように、全体数を見ながら新規の受け入れを行っていく。

II. 相談支援の充実

- ① 三障がいの相談を受ける為、各種専門機関（他相談支援事業所・病院など）との連携を図る。
- ② 相談に挙げたニーズを法人他事業（生活介護事業・ショートステイ事業など）に生かしていく。
- ③ 福祉サービス利用者からのサービス等利用計画作成依頼により、利用者の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行う。
- ④ 利用計画作成した利用者への適切なモニタリング、サービス担当者会議などを行う。
- ⑤ 児童については、小学校進学に向けた支援、また定着に向けた調整を行い、学校・保育園（幼稚園）との連携や情報共有を深めていく。
- ⑥ 大津町基幹相談支援センターと連携し、希望者にスムーズなサービス提供ができるように調整する。
- ⑦ 計画的に初任者研修等を受講し、後進の育成に繋げる。
- ⑧ 他事業所との協働体制において、相談支援の質の向上につなげる。

※令和6年度より、「よろず相談支援センターふらっと」「相談支援センターみんと」の2事業所と協働体制をとる（名称：結）。

III. 情報開示・苦情解決への対応

- ① 情報開示：施設ホームページ・施設広報誌「里だより」を利用し実施する。
- ② 苦情解決委員会：契約時の説明ならびに施設内に明示し、後見人・家族・利用者への周知を行う。

Ⅳ. 専門性の向上を図る

- ① 計画作成のチェックリストを作成された市町村もある為、書類の中身を精査し、質の向上を図る。
- ② 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会主催の研修会や各専門部会に参加し、情報収集や困難事例の検討を行う。
- ③ 協働体制を組む事業所間で月2回の事例検討会を実施する（オンラインも可）。

Ⅴ. 障害者総合支援法への対応

- ① 令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定等に応じ、適正な請求、加算対応を行う。
- ② 契約者数ならびにモニタリングの全体数が年々増加している為、漏れがないように対応するとともに、支援の充実に繋げていく。

Ⅵ. その他

① 生活困窮者レスキュー事業

レスキュー事業を行い、依頼に応じて適切な対応を行っていく。

② 地域生活支援拠点

大津町の体制整備に伴い、相談支援事業所間での連携を強化し、町としての相談支援体制の充実に繋げていく。